

第1回手話言語条例検討委員会 意見書内容まとめ

箇所	内容
前文	<p>三木市の前文は非常によくろう者というものを表している。特に「ろう者は、日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は、音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。」これを入れるには、前文を大幅に変更するようになるので、可能かどうか分からないがとても良い文だと思う。</p> <p>また、「自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくり」も入れてほしい。</p>
前文	<p>2段落目にろう者が日本語を自然に習得することが難しかったことを記載した方が良いと思われます。</p> <p>例:「しかしろう学校では、発声訓練や話す口話を見て話を理解する口話法を用いた教育が行われるなど、手話が禁止されていた歴史があります。このように宍粟市に暮らしているろう者は日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができません。またろう者は手話を知らない多くの人とのコミュニケーションが困難で、情報が得られず不自由さを感じながら暮らしてきました。</p> <p>こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられましたが、市民が手話と接する機会は少なく、手話や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。</p> <p>私たち宍粟市民は、手話が言語であることを認識し、この条例の制定を契機として、手話や聴覚障害に対する理解を広げ、全ての市民の人格と個性が尊重され、自分らしく豊かに暮らすことができるまちづくりを進めます。」</p>
第3条	<p>「市、市民、事業者は」を頭に追加した方が良いかと思われます。</p>
第4条	<p>市民へは、手話だけでなく聴覚障害に対しても理解を広げて欲しいと考えます。</p>
第5条	<p>市民は手話の理解を深め、市が推進する施策に協力し、「暮らしやすい地域社会の実現」に寄与するよう努めるものとする方が良いと考えます。</p>
第7条	<p>第2項3号を「手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策」に</p>